

令和4年度第12回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月27日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町 町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	10番	野谷	茂
4番	中村	隆一	11番	原	淳利
5番	橘川	直泰	12番	井上	宗士
6番	倉持	純子			

4 欠席委員 9番 水島 寿徳

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

1番	野谷	和雄	2番	原	恵子
----	----	----	----	---	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議案

- 第17号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について
- 第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第19号 農地等の利用の最適化に関する指針について
- 第20号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 第21号 令和6年度税制改正要望について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。本日もよろしく申し上げます。先ほど農業新聞を回覧させていただきましたが、AIのできる病害虫の診断があるということです。AIなので写真の撮り方が大事かと思いたすのですが、興味のある方はぜひご活用ください。

令和4年度第12回の総会を開催したいと思います。本日は1名欠席ということで、出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第12回総会の議事録署名委員につきましては、1番野谷和雄委員、2番原恵子委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。No. 1及びNo. 2について、被相続人が同じであるため、併せて説明いたします。令和5年2月15日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。

権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。

なお、届出の受理通知書を令和5年2月16日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、山西の等覚院の西に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

No. 1及び2について、併せて説明いたします。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、山西の森ノ脇で東海道線の北、森の脇橋の南に位置する市街化区域の土地となっております。

本案件は開発による宅地造成となっており、土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続いてNo. 3について説明いたします。関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、二宮の栗谷前バス停の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。なお、本件については既に農地法5条の届出を受理しておりますが、法務局で地目変更登記ができなかったため、届出を受理したものです。

一 報告事項（4）朗読 一

それでは説明いたします。

本件は、当初令和4年7月1日から令和7年6月30日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を間に入れた利用権設定を受けていましたが、地権者から神奈川県農業公社への賃借は継続したまま、神奈川県農業公社から賃借人への賃借権について解約を行うというもので、合意解約に至ったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。なお、当該農地については、議案第17号でご審議いただく新規就農予定者が配分計画により利用権を設定する予定となっております。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第17号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

一 議案第17号朗読 一

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第17号関係資料をご覧ください。

1ページが農業者資格認定申請書となっております。添付書類については、2ページから3ページに営農計画書、4ページに要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、5ページに念書、6ページに集積計画、運転免許証の写しは事務局で保管しております。

申請者は、認定農業者の下で令和4年3月から研修を受けておりましたが、1年間の研修を2月に終えたため、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料4ページの修了証のとおり、認定農業者の下で1

年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、原木しいたけや露地野菜、落花生を栽培する予定となっております、有機栽培により耕作する計画となっております。耕作を行う農地については、6ページに記載されている中里の農地を、配分計画により利用権設定する予定となっております。

審査に際しましては、「申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること」、「就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること」、「受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること」、「新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあること」に適合するか判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【事務局】

補足がございます。

議案関係資料の3ページの作付け予定について、資料に記載はありませんが補足説明にあったとおり落花生を栽培する予定がございます。

もう一点ございます。農機具については所有するものはありませんが、刈払い機は近日中に購入予定、耕運機及びハンマーナイフモアは研修先から借りる予定とのことです。

【議長】

資料に森林整備チームと記載がありますが、なんのことでしょうか。

【事務局】

農ある暮らしを広める会のグループと聞いております。

【議長】

借入面積がそれほど多くありませんが、今後の借り入れ予定はありますか。

【事務局】

原木しいたけについては、勉強している農家の圃場を利用する予定があると聞いております。

【委員】

原木しいたけとなると軽トラック等が必要だと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

研修先等で必要に応じて借り入れるものと聞いております。

【議長】

これよりお諮りします。議案第17号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認定する」といたします。

続きまして、議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

なお、本案件のNo. 1及び2については、中村委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に中村委員に退席を求めます。

(委員退席)

事務局、No. 1及び2について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第18号No. 1及び2朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。関山委員、お願いします。

【委員】

3月16日に借受予定者立ち合いのもと、中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の西坂に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は2,949㎡です。

借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われれます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第18号のNo. 1及び2について、補足説明いたします。

本案件は、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した貸し借りとなっており、地

権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第18号関係資料をご覧ください。No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに申出書、6ページに法定相続人の同意書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、7ページから12ページに一括方式による集積計画、13ページに公図の写し、14ページに位置図を添付しております。

利用目的は、露地野菜となっております。

借受予定者から聞き取った営農計画によると、当該農地は農業研修用の圃場としても利用するとのこと。また、借受予定者が耕作する農地は、農地パトロールで適正に管理・耕作されていることが確認出来ております。

当該農地については地権者が亡くなり、相続の手続きが進まなかったことにより利用権が設定できませんでしたが、このたび、農業公社によって3名の法定相続人の意思を確認できたため、利用権設定に至りました。相続人側の農地利用に関する意向が固まっていないことから、利用権の設定期間は1年間となっております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

今回は相続が終わっていない初めてのパターンだと思います。

【委員】

今後相続が終わった際にはどのような手続きになるのでしょうか。相続については、報告事項になるかと思いますが。

【事務局】

お見込のとおり、相続の手続きがなされた後は農地法3条に基づく届け出が農業委員会に提出されます。期間の途中で相続が確定したとしても、確定した相続人との利用権設定は、1年後に今回の利用権が切れるタイミングになります。

【委員】

3ページなのですが、境の明示について記載がありますが、これまでは文言のとおり行われてきたのでしょうか。

【委員】

地籍調査が行われていれば明確に境が分かりますが、調査が行われていない場合にそれ

を強いるものではなく、あくまで耕作や管理する農地の範囲を両者合意のもと定める意味のものではないでしょうか。

【委員】

同様に付属物の設置等について記載がありますが、別に定めているのでしょうか。

【委員】

当事者同士で話をしていくものではないかと思います。

【事務局】

果樹等の永年作物と考え方は同じです。また、当該農地に設置してあるビニールハウスについては、以前借受予定人が使用していた際に既に地権者の許可を得ていると聞いております。

【委員】

借受予定人が借りている農地はいくつかあり、本件の農地ではありませんが借受予定者以外の方が耕作をしている農地があるように思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

現地確認の際にも借受予定者本人に確認したところ、確かに本人以外も農作業を行う農地はあるものの、体験農業もしくは借受予定者の指導のもと耕作を行っているとのことでした。

【委員】

近隣の農業者との間にトラブルがあると聞いていますが、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局では苦情等は直接お伺いしておりませんが、駐車について周辺の農業者が気にしているということは借受予定者も注意しており、別に駐車スペースを設けて対応しておりました。

【委員】

土手を崩したり、狭い農道を大きなトラックで通って道を拡幅してしまったことがありましたが、原状回復を行っていないと思います。条件付きの許可等はできないのでしょうか。

【事務局】

利用権の設定にあたり、条件付きの許可はできないと聞いております。地権者側の農地に対する意向も固まっていないことから、1年間の賃借となっておりますのでその間に判

断していくこともできるかと思えます。また、地域との調和要件については、詳細は法律に明記されてはおりませんが、直ちに営農に影響を及ぼすものでなければ、調和要件を満たしていないとは言えないようです。それ以外の個別の事案については、都度注意していくしかないと思われます。

【委員】

あくまで経緯に関する話ですが、ここ数年の苦情に対する借受予定者の対応を考慮し、農業委員会としては慎重に審議すべきだと思います。

【事務局】

本案件に関わらず、総会の審議案件については委員皆様に現地確認の案内をしているかと思えますので、気になる案件がありましたら現地確認にいらしていただければと思います。審議に係る借受予定者等も呼んでいますので、その際に不明点などを質問していただければと思います。

【議長】

これよりお諮りします。議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNo. 1及び2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。それでは、中村委員の復席をお願いします。

(委員復席)

中村委員、議案第18号No. 1及び2については、「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

続きましてNo. 3から6について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第18号No. 3から6朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。No. 3及び4中村委員、お願いします。

【委員】

2月16日に借受予定者立ち合いのもと、山西地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の石坂に位置する農業振興地域の農地4筆で、面積の合計は1,320㎡です。

借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、No. 5及び6について、橘川委員お願いします。

【委員】

2月15日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の若宮に位置する農業振興地域の農地9筆で、面積の合計は3,663㎡です。

借受予定者の就農年数を考えると多少過大な農地面積にも思えますが、地権者からトラクターを借りる見込みであることや、今回借り受ける農地が有害鳥獣対策の広域防護柵で囲われていること、借受予定者が高い営農意欲を持っていることなどから、今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第18号のNo. 3から6について、補足説明いたします。

本案件は、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した貸し借りとなっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第18号関係資料をご覧ください。

No. 3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、15ページから19ページに申出書を添付しております。

No. 4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、20ページから25ページに一括方式による集積計画、26ページに公図の写し、27ページに位置図を添付しております。

利用目的は、露地野菜となっており、有機栽培によってニンニク等を耕作するとのことですが、まずは土壌整備を実施するため、耕作開始は1年後になるとのことです。

借受予定者が町内で耕作する農地については、適切に管理されていることが確認できております。

続きまして、No. 5は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、28ページから32ページに申出書を添付しております。

No. 6については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、33ページから38ページに一括方式による集積計画、39ページに公図の写し、40ページに位置図を添付しております。

利用目的は、露地野菜となっており、有機栽培によって落花生を栽培する予定とのことです。

借受予定者が町内で耕作する農地については、適切に管理・耕作されていることが確認できております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

No. 5と6について、借受予定者はかなり大きな面積を借りることになります。資料によると、1人で従事日数180日ということですが、これだけの面積を耕作することが可能なのでしょうか。

【事務局】

先ほどの現地確認報告でもありましたが、本件については地権者よりトラクターを借りる見込みがあることも考慮し、適切に管理・耕作できるものと判断いたしました。

【委員】

耕すことはできるかもしれませんが、収穫についてはいかがでしょうか。これだけの面積を1人で収穫まで行うのは大変だと思います。

【事務局】

繁忙期には新規就農にあたり研修をしていた農業者等に協力を要請する予定と聞いております。

【議長】

これよりお諮りします。

議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNo. 3から6について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手多数でございます。よって、No. 3から6は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第19号農地等の利用の最適化に関する指針について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第19号朗読 —

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

この指針は農業委員等が、農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」などの活動を行うにあたってその指標や推進方法を定めるもので、農業委員会等に関する法律第7条で策定が定められているものです。令和5年4月1日施行の改正農業委員会法で、指針の策定が努力義務であったのが必須となったため、令和4年度中に策定する必要があります。

議案第19号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページの第1「基本的な考え方」では、二宮町の状況等を記載しております。

続きまして2ページの第2「具体的な目標、推進方法及び評価方法」でございます。ここでは、それぞれの項目の目標、推進方法、評価方法を記載しております。目標を示した表では、現状の数値に年間の目標値を積み上げていき、3年後・10年後の目標を示しております。

最初に1「遊休農地の発生防止・解消について」でございます。

(1)「遊休農地の解消目標」の年間の解消面積は、1年あたり0.7haとしております。(2)「遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」では、農地パトロールや利用意向調査などについて記載しております。3ページの(3)「遊休農地の発生防止・解消の評価方法」では、遊休農地の割合によって評価することとしています。

続きまして、2「担い手への農地利用の集積・集約化について」でございます。

(1)「担い手への農地利用集積目標」の年間の集積面積目標は、1年あたり0.26haとしており、令和3年度の非担い手から担い手への利用権設定面積となります。参考で記載している「担い手の育成・確保」の表では、農林業センサスの結果などを基に記載しております。3ページから4ページにかけての(2)「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」では、地域計画や中間管理機構との連携、利用権設定について

記載しております。(3)「担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法」は、農地の集積率により評価することとしています。

続きまして、4ページの3「新規参入の促進について」でございます。

(1)「新規参入の促進目標」の現状の数値は、令和2年度から令和4年度までの新規参入経営体数を記載し、3年後・10年後の目標では年間1名の新規参入者を見込んだ数値を記載しております。

5ページの(2)「新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」では、相談会などの実施を通して新規参入を促すこととしています。(3)「新規参入の促進の評価方法」は新規参入者数で評価することとしています。

最後に、第3「地域計画の目標を達成するための役割」では、二宮町が作成する地域計画における農業委員会の役割について記載しております。

本日、ご審議いただいた後、この指針を二宮町のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

管内の農地面積の数値についてですが、遊休農地が解消されていけば、農地面積は増えていくと思います。資料を見ると、3年後、10年後の農地面積が変わっていないようですがどのような考え方で作成されているのでしょうか。

【事務局】

策定次点の数値を基準に目標を設定するものですので、農地面積は固定値とさせていただきます。

【委員】

非農地判断の記載についてですが、非農地判断をすると農地面積は減ってしまうので、守るべき農地を明確にするという記載と矛盾するようにも思えます。この記載に基づいて行動していくと、示されている数値は少し変わってしまうと思います。農業振興地域の変更についても心配ですが、非農地判断について記載しないということもできないと思います。今後どのように反映させて取り組んでいくのでしょうか。

【事務局】

この指針は3年毎に内容を見直すこととなっており、短期的な目標は毎年度設定することとなっております。この指針に基づいて単年度の目標を設定し、活動することとなり、3年後はそのときの状況を反映した指針を新たに策定することになります。

【委員】

農業振興地域の見直しについては、どのような予定でしょうか。

【事務局】

農業振興地域の見直しについては、来年度県と協議を進めていく予定となっておりますが、大きな変更というよりは、小さな修正の積み重ねというものをイメージしております。

【議長】

フォローアップというところで「後見」という文言がありますが、場合によって少し意味合いが重いと思いますので、「助言」などの文言はいかがでしょうか。

【事務局】

法律的に問題がないようであれば、「後見」より柔らかい表現に変更したいと思います。

【議長】

これよりお諮りします。

議案第19号農地等の利用の最適化に関する指針について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」といたします。

続きまして、議案第20号令和5年度最適化活動の目標の設定等について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第20号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。

令和5年度の事業実施にあたり、令和5年度最適化活動の目標の設定等を作成いたしました。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など多岐にわたります。このような最適化活動を確実に実施し、透明性を確保するために、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県を通して国へ報告することとされています。

議案第20号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。また、2「農家・農地等の概要」でございますが、農家数、経営体数、農業従事者等は「2020年農林業センサス」基に、認定農業者数は今年度末の数値、耕地面積は「令和4年度の耕地及び作付面積統計」の数値となっております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「最適化活動の目標」でございます。

1「最適化活動の成果目標」については、(1)「農地の集積」の①で現状の実績を記載し、②の目標では3年後を目標年度としております。「今年度の新規集積面積」は、令和4年度の新規集積面積の実績となっております。

(2)「遊休農地の解消」では今年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。①「現状及び課題」で令和4年度の実績を記載し、②「目標」のアは令和3年度の実績を基にした数値となっており、イの欄には令和4年度に新規発生した緑区分の面積を記載しております。

3ページの(3)「新規参入の促進」の①「現状及び課題」には直近3年間の実績を記載しており、②「目標」には直近3年間の権利移動面積の平均の1割を新規参入者への貸付け等について所有者の同意を得た上で公表する面積としています。

続きまして、2「最適化活動の活動目標」でございます。

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、ひと月あたり6日を目標としており、この目標日数分の活動記録を提出いただくこととなります。(2)「活動強化月間の設定目標」は、農地パトロールや農政活動協力金の回収などの活動に合わせて3回の強化月間を設定しております。(3)「新規参入相談会への参加目標」については、令和4年度と同様に農業支援ワンストップ相談窓口を1回開催することとしており、この相談会へ参加いただくことを目標としております。

本日ご審議いただいた後、この計画を全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

この目標の中で使われている農地面積等の数値が先ほど審議した議案第19号の数値と異なるようですが、どのような数値になっているのでしょうか。

【事務局】

本目標については、令和4年度末の数値を基準とした令和5年度の目標となっており、先ほどご審議いただいた議案第19号の指針については令和3年度末の数値を基準とした令和4年度策定の指針となっているため、数値が異なっております。

【議長】

これよりお諮りします。

議案第20号令和5年度最適化活動の目標の設定等について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。

続きまして、議案第21号令和6年度税制改正要望について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第21号朗読 —

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第21号関係資料をご覧ください。令和6年度税制改正要望につきまして、事前に委員皆様にご意見を伺った上で、まとめさせていただきました。要望は、「相続税の評価額を売買価格と相応の額に見直すこと」の継続要望となっております。

今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを神奈川県農業会議に報告し、神奈川県農業会議は各農業員会の要望を取りまとめ、神奈川県へ要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【議長】

質問がないようですので、これよりお諮りします。

議案第21号令和6年度税制改正要望について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。

よって、本案は「原案のとおり要望する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前11時00分閉会